

# 群馬県労働保険指導協会だより

令和元年初夏号

新しい在留資格

## 平成31年4月～ 外国人労働者の新しい在留資格って?…P2～3

- ★新しい在留資格の仕組み
- ★今まで単純労働をしていた外国人労働者の在留資格は?
- ★「特定技能1号」と「特定技能2号」の比較
- ★外国人採用の際のチェックポイント(就労できるかどうかの確認方法)

働き方改革関連法

## パートの方でも該当者あり 有給休暇の消化義務…P4～5

- 制度の概要/賃金の計算方法/有給休暇の付与日数
- 繰り越しの有給休暇に係る「消化義務日数、消化の順番、就業規則の定め」
- ★働き方改革関連法の概要の一覧表

## 2019年度より健康保険の保険料率(協会けんぽ)が変更…P6

## 随時改定の取扱い改正&定時決定の特例…P7

## 社会保険に加入しましょう…P8

今月の深掘り知識:有給休暇の付与に係る「全労働日」「出勤日」とは?



2019年第1期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願い致します

〒370-0072 高崎市大八木町920-21-101

群馬県労働保険指導協会



027-381-8266



# 社会保険に加入しましょう

(労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険)

**法改正**

29年8月より  
老齢年金を受け取るために  
必要な資格期間が  
25年→10年に短縮。



## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば  
加入義務あり(強制)。当会の事業所様は、  
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご  
加入は、別途申し込みが必要です(任意)。  
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

## 厚生年金

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
(飲食業、理容業、税理士等の一部の  
業種は任意加入)



**法改正**

28年10月より  
従業員501人以上の事業所で  
健康保険・厚生年金保険の  
加入対象が広がりました。

## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が  
見込まれ、  
1週間の所定労働時間が  
20時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む)  
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

**法改正**

29年1月より  
65歳以上も加入対象  
雇用保険の適用拡大。

## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
(飲食業、理容業、税理士等の一部の  
業種は任意加入)



詳しくは当会まで ☎ 027-381-8266

### 今月の深堀り知識

「全労働日の8割以上の出勤率」  
は有給休暇の付与条件ですが…

**Q. 全労働日、出勤日に  
含まれる日、除かれる日は  
何ですか？**

関連記事:5ページ「有給休暇の付与日数」

出勤率=出勤日/全労働日

**A.**

全労働日とは、就業規則等で労働日として定められた日(暦日数から所定休日を除いた日)を言います。ただし、次のいずれかに該当する日は全労働日に含まれないものとされています。

- ★不可抗力による休業日
- ★使用者側に起因する経営・管理上の障害による休業日
- ★正当な同盟罷業(ストライキ)その他正当な争議行為により労務の提供が全くなされた日

出勤日は、算定期間の全労働日のうち出勤した日数です。遅刻・早退した日も含めます。  
ただし、次の期間は、出勤率の算定上、出勤したものと扱います。

- ★業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間
- ★育児・介護休業法にいう育児・介護休業をした期間
- ★産前産後の女性が法65条の規定によって休業した期間

編集と発行 労働保険事務組合 群馬県労働保険指導協会

〒370-0072 群馬県高崎市大八木町920-21-101 電話:027-381-8266 FAX:027-381-8443

E-mail: info@gunma-rouho.com URL http://gunma-rouho.com/